慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾における御真影奉戴と奉安所
Sub Title	
Author	都倉, 武之(Tokura, Takeyuki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2019
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.35, (2018.) ,p.65- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 学徒出陣七五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20180000-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十五巻（二〇一八年度）
特集　学徒出陣七五年

慶應義塾における御真影奉戴と奉安所

都倉武之

はじめに

天皇・皇后の肖像写真、すなわち「御真影」の下付は、近代日本の教育と天皇制の関係を考察する上で極めて重要な問題として論じられ多くの先行研究がある。学校への御真影下付については一部の主要官立学校を除くと、明治期には必ずしも重視されていなかったが、特に大正から昭和への代替わりに伴い新たな御真影が下付される際には最重要視されるに至る変遷を経ていることが明らかとなっている。(1)

私立の高等教育機関への下付の「強制」は、天皇機関説事件以降の国体明徴運動に伴うものと理解され、キリスト教系の私立学校や早稲田大学に関連する研究が早く、(2)また、各学校史中でも記述されるようになってい

る。

慶應義塾における実態については、『慶應義塾百年史』中巻（後）にわずか二ページに満たない記述があるだけである。[3] それによれば、昭和一三年二月三日に御真影及び教育勅語謄本が下付されたが、それ以前昭和一一年九月七日に既に下付について文部省に出頭を命じられ、「意向打合」が行われたこと、しかし義塾側はこれに対して「すこぶる慎重な態度をもって臨み、ほとんどの私立大学が奉戴するという状況にいたって、ようやく義塾も奉戴のことに決した」とあり、慶應義塾が消極的態度で臨んでいたとされている。そして一二年一一月に御真影奉安所新設工事入札を実施、塾監局内の一室が奉安所として改装され、一三年一月に工事を完成したこと、そして二月三日に奉戴式が行われ、祝祭日の式典にあわせて代表者が参拝したことなどが簡略に記されている。

これによって御真影の下付の時期等は明らかだが、その経緯の詳細や実際に設置された奉安所の様子、さらには運用の実態等は全く明らかとなっていない。戦時期の慶應義塾の学校行政に関する資料は現存状況が必ずしも良くなく、百年史編纂時点でもその困難から簡略な記述にとどまったと思われるが、本稿はこの点について慶應義塾管財部に所蔵されている奉安所設置工事に関する資料や、断片的ながら同福沢研究センターに残る諸記録中の関連記載を用いて明らかにしようとするものである。

戦争期の慶應義塾及び塾長小泉信三については、他大学の動向等との比較の上で位置づける研究がいまだに充分行われているとは言い難い。本稿はかかる問題意識から、一つの事例研究として御真影奉戴と奉安所の運用の検討を試みようとするものである。

一　慶應義塾における御真影奉戴の決定

慶應義塾に御真影下付が打診されたことに関する記録の最初は、『慶應義塾百年史』が引用するとおり、昭和一一年九月七日、義塾職員によってつけられていた「庶務日誌」に見られる次の記述である。(4)

九月七日（月）　晴

午前九時半槇理事小沢主任山村文部省ニ出頭清水事務官ニ面会、御真影奉戴ニ関スル意向打合セヲ行フ

「槇理事小沢主任山村」は、常任理事の槇智雄、職員で庶務主任小沢愛国、庶務係山村材美である。(5)これに続いて「午前十半常任理事会ヲ図書館記念室ニ於テ開会ス」という記述があり、槇は文部省から駆けつけたものであろう。この文部省出頭時の配付資料と考えられる次の文書が同日の常任理事会の参考資料として現存している。(6)

天皇陛下
皇后陛下ノ　御真影並教育ニ関スル勅語謄本ヲ拝戴セムトスルトキハ学校長（管理者又ハ設立者）ニ於テ
左記各号ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
記

（一）奉護規程
（二）奉安殿（奉安庫、奉安所）並当直室ノ位置ヲ示シタル校舎ノ平面図
（三）奉安殿（奉安庫、奉安所）ノ構造寸法
（四）非常時ニ於ケル避難奉遷所二箇所以上

この文書はつまり、（一）～（四）を整えて速やかに申請するよう促す意図をもって文部省より各私立大学に配布されたと考えられよう。

文部省出頭の事情については、管見の限り右に挙げた資料以外は全く見出せない。しかし他の私立大学には関連書類が残存している例があり、それらに依拠すれば、昭和一一年八月二六日付で文部省専門学務局長より「御真影奉戴」に関する面談のため、九月七日から一二日の間に出頭するよう求める通牒があったという。(7) かねてより配属将校の運動により御真影奉戴を迫られていた早稲田大学の場合、これを受けて直ちに奉戴準備を開始し、九月中に御真影奉護規程を制定、奉安所の設計を行い、一〇月五日付で下付の申請手続きを行った。(8) そして、一〇月二六日には下付を受けている。(9)

その他の大学の状況については、『関西学院百年史』の調査が詳しいので依拠すれば、昭和一〇年一二月一九日に同志社、一一年二月四日に龍谷、大谷、同年一〇月二六日に立教、早稲田、関西、高野山、大正、一二年に関西学院、明治、法政、中央、日本、専修、拓殖、立正、上智がそれぞれ下付を受けた。(10) 東京・関西の有力私大と宗教系大学は、昭和一二年中までに大方出揃っていることが分かる。なお右に見られない立命館は、これらに先立ち昭和七年にはすでに明治天皇像や維新の元勲の写真等が安置される設備として「国清殿」が設

けられていた。[11]

ところが、慶應義塾では、文部省出頭の昭和一一年九月以降、一年以上対応の形跡が見られず、次に「庶務日誌」において御真影関連の記述が見られるのは、昭和一二年一一月になってからである。[12]

〔昭和十二年〕十一月四日（木）　晴

午前十時教職員倶楽部ニ於テ御真影奉安所ノ新設工事入札ヲ行フ、同時山村文部省ニ出頭、次テ外務・内務両省ニ出頭、午後再ヒ文部省及東京府ニ出頭打合ヲ行フ

右記述の段階では、すでに慶應への奉戴が決定し、実務が進行している様子が分かるが、これほど対応が遅くなったのはなぜであろうか。幾分この遅延を助けた可能性がある慶應内の事情としては、昭和一一年八月二一日から一一月二七日の間、小泉信三塾長がハーバード大学三百年祭への出席及びアメリカの諸大学視察のため渡米したことが挙げられる。職務代行は、義塾の長老として尊重されていた慶應義塾理事の門野幾之進であった。しかし、緊急を要すると判断すれば対応は可能だったはずであり、しかも小泉は頻繁に東京と連絡を取り合っていたので、意思疎通を図ることは十分可能であった。[13]さらにこれを原因とした遅れがあったとしても、数か月程度で挽回は可能で、これほど遅くなった理由としては不十分であろう。従ってこの遅延は、『慶應義塾百年史』が記すように、慶應が「消極的態度で臨んでいた」という傾向を示唆する可能性が高い。[14]

以後奉戴に至るまでの「庶務日誌」の関連記載は左の通りである。

〔昭和一二年〕十二月四日（土）　晴

（前略）午前九時半山村宗建築係、曽祢・中条事務所ノ黒崎・石井ノ三氏ヲ伴ヒ小石川区大塚町ノ東京文理科大学拓殖大学ヲ訪問御真影奉安所ニ関シ視察スルトコロアリ（後略）

〔昭和一三年〕一月廿一日（金）　小雨後晴

午前九時半文部省秘書課ヨリノ電話ニ依リ山村出頭御真影奉戴ニ関シ打合ヲ行フ（後略）

二月三日（木）　快晴

天皇陛下

皇后陛下御真影奉戴ノ為メ授業ハ休業、教職員及学生・生徒・児童（学生生徒児童ハ総代）午前十時三田本塾ニ参集堵列奉迎ノ準備ヲナス

小泉塾長ハ随員（三名）ト共ニ午前十時十五分護衛学生九名ヲ率キテ文部省ニ出頭十時四十分拝受シテ直チニ文部省出門十一時義塾教職員学生生徒・児童ノ奉迎中ニ着直チニ三階奉安殿ニ奉安引続キ教職員・塾生ノ奉拝ニ移リ正午全ク式ヲ終リタリ

尚本日ハ福沢先生御命日ニツキ午後随意墓参ヲナセリ

なお、理事会においては昭和一三年二月八日、評議員会においては二月一五日にそれぞれ初めて御真影に関する公式の記録が登場し、報告事項の筆頭に次のように記載されている。[15]

一、二月三日
天皇陛下
皇后陛下御真影御下賜アリ同日奉戴式ヲ挙行シタリ

通常、慶應義塾の重要事項を議する理事会、評議員会の議決を経て奉戴を決定して準備にかかるはずであるが、その手順を踏んだ記録は見当たらない。念のために書き添えれば、理事会、評議員会の記録は手書き、タイプ打ちなど複数の資料が整然と現存しており、終戦時の資料処分等の可能性も無い。常任理事会においては、昭和一一年九月七日と昭和一三年一月二四日に御真影の件が話題とされた形跡があり（註6参照）、日時は不明だが、恐らく常任理事会レベルの議決で奉戴が決定されたものであろう。工事入札から奉戴までだけでも三か月あるにもかかわらず、最高決議機関の評議員会の審議を経ず、比較的に軽微な日常の審議事項と同列の決議で済ませたことになる。

これ以降の記録としては「庶務日誌」の昭和一三年六月六日の記載に「正午御真影奉安殿ノ点検ヲ行フ」とあるのみである。

二　慶應義塾における奉安所の建築

慶應義塾において、奉安所が設けられたのは、現存する「塾監局」と呼ばれる建物の三階、改装前は「第二教室」と称されていた部屋である。この建物は、関東大震災及びその余震で大破した旧塾監局（煉瓦講堂、第

一講堂とも。藤本寿吉設計）を改築したもので、曽祢中条建築事務所が設計し、大正一五年に竣工した。現在は法人本部として事務機能のみで占められているが、戦前は三階が教室として使用されており、その一つが改装され奉安所に充てられたのであった。ちなみに二階は、部屋割りなどが変わっているものの、現在同様、理事や塾長の個室、会議室が設けられていた。

昭和一二年一〇月一八日付で曽祢中条建築事務所より慶應義塾へ提出された工事の仕様書は次の通りである。長文にわたるが、高等教育機関における奉安施設の詳細な仕様については、紹介例が見当たらないので、全文を掲げたい。(16)

慶應義塾内御真影奉安所新築工事仕様書

位置　三田慶應義塾大学塾監局内

概説　本工事ハ塾監局三階東北隅旧教室内部ヲ改造シ中央部ニ南面シテ御真影奉安所ヲ新設シ之ニ伴フ補修改造等左記仕様ニ基キ施行ナスモノトス

右仕様

一、準備工事

間内現在ノ黒板ラヂエター、出入口扉等ハ叮嚀ニ取外シヲナシ壁天井等ハ全部剥取リ取片付ケ図面ニ従ヒ墨打チシ必要ニ応シ床壁面コンクリート等位置精確ニ斫リ取リヲナスモノトス

二、鉄筋コンクリート工事

1材料　セメントハ浅野セメント、小野田セメント及秩父セメントノ内一ヲ選定使用スルモノトス

砂及砂利ハ清浄堅硬耐久的ナルモノトシ有害量ノ雑物ヲ含マサル川砂及川砂利トス

鉄筋ハ新材ニシテ疵歪ミ曲リ等ノ欠点ナキモノトス

2仮枠　杉板割新材ヲ用ヒ傍相決リ鉋削リ仕上トシ堅固ニ組立ツルモノトス

3鉄筋工作　在来壁面及上下床版ニ接スル部分ハ何レモ斫リヲカケ在来鉄筋ニ連結セシメ図面ニ倣ヒ配筋ナスモノニシテ曲リ重ネ緊結等ハ何レモ建築学会標準仕様ニ基キ施行ナスモノトス

4コンクリート打　調合ハセメント一、〇砂二、〇砂利三、〇水セメント比〇、六五トン水密製ノ練台上ニテ手練リヲ以テ各材料均等ニ混和シ打込ミニ当リテハ仮枠内ハ清水ヲ以テ充分ニ清洗湿潤セシメ鉄筋ノ周囲仮枠ノ隅々迄充分行キ亘ラシムル様突締メツ、打込ミヲナスモノトス

5養生　打込ミニ当リテ使用セシ洗滌水或ハコンクリートノ口等ハ在来床板張リ下ニ流入セサル様厳重ナル処置ヲ講シ床上ニテコンクリート又ハモルタル練リ等ヲナサヾルモノトス

三、石工事

使用材料ハ左記標準ニ拠ル但シ場合ニヨリ同一程度ノ他品種ト変更ヲ命スルコトアルヘシ

柱　遠眼鏡又ハ黒大理石　本磨キ仕上柱頭飾金物付（真鍮鍍金）

入口廻リ　淡雪　本磨キ

入口階段　鉄平石　本磨キ艶消シ仕上

使用材料ハ何レモ見苦シキ縞目及斑等ナキモノヲ選ミ予メ見本ニ拠リ承認ヲ得ルモノトシ目地割仕上リ寸法等工作図作製ノ上決定ナシ補強金物等ヲ用ヒ充分堅固ニ取付クルモノトス

養生　取付ケ後ハ周囲部分ノ取付ケ仕上等ノタメ汚損又ハ毀損セラレサル様養生ヲナシ置クモノトス

四、建具工事

1内陣入口鋼製建具　内法図面記入寸法ニ従ヒ磨キ鉄板張リフラッシュ引分ケ扉トシ内部補強下地召合セ縁其耐火的納リ等ハ工作図ニ拠リ承認ヲ受クルモノトシ附属金物ハ左記ニ拠ルモノトス

締リ金物　砲金製　ＯＳＣ一三六番シリンダー付引戸鎌錠又ハ仝等以上品

仝上鍵座及手掛ケ座　砲金色付ケ　図面ニ拠ル

レール沓摺　砲金製

其他　戸車戸当リ上ケ落シ等ハ見本提出ノ上決定ヲ受クルモノトス

2木製建具　在来廊下境及教室境扉ハ必要ニ応シ壁木摺下地取除キ枠額縁共取外シノ上在来寸法ニ倣ヒ充分乾燥セル台檜材及沓摺リ堅木材ヲ用ヒ製作組立テ蕊材ハ杉乾燥材細カニ仕上材ハ檜ベニアフラッシュドーア見込一寸三分以上ヲ新規ニ取付クルモノトシ附属金物ハ左記ニ拠ルモノトス

蝶番　砲金製　在来品程度以上

箱錠　〃　ＯＳＣ一〇三〇番シリンダー錠又ハ仝等以上品

上ケ落シ煽止メ　〃　見本ニ拠ル

3在来窓スチールサッシュ　不具合ノ箇所補修スルモノトス

五、左官工事

1プラスター仕上　大宝又ハＳＳＳ石膏プラスタートシ仕上厚サハ壁ハ四回塗リ平均一八粍天井ハ一五粍トシ仕上葛布貼リ下地ハ中塗ニテ仕上トナシ材料見本並調合等ハ予メ承認ヲ受クルモノトス

在来壁ノ内コンクリート下地ノ分ハ壁仕上全部ヲ斫リ取リ金ブラッシノ類ニテ灰燼等完全ニ取払ヒ木

製羽目取外シ下ハモルタル下塗リヲナシ木摺下地ノ分ハ前仝様研(ママ)取リ不具合及不足ノ部分ハ切リ取リ木摺足シ打チトナシ麻又ハ棕梠毛等八寸間千鳥ニ打付ケ出入角其他要所ニハ麻布又ハ棕梠毛ノ類ヲ塗込ムモノトス

天井ハ在来仕上塗リ及ラス下地共取外シ下地補修ノ上新ニ東興ダブル式ラス厚四分乙号又ハ仝等以上品ヲ用ヒ適宜必要ノ箇所補強ナシ縦横ノ継手夫々ラスト仝番線ノ針金ヲ以テ緊結スルモノトス

2人造石研出塗リ　色合及仕上共見本ニ拠リ承認ヲ得タリ上左記ニ拠リ塗仕上水研キ艶出シ仕上ヲナスモノトス

塗厚　下塗―厚一五粍

上塗―厚九粍

六、木工事

1在来床椽甲張リ　奉安所部分図面ニ倣ヒ墨出シ為シ該部分切リ取リ外シヲナスモノトス之カタメ在来床部分ニシテハネ出シトナル部分ニハ際根太ヲ飼ヒ補強ヲナシ幅木ハ新規材ヲ以テ繰形面取仕拵ヘ取付ケ内部補強工事完了後床全面ニ亘リブラツシノ類ニテ清掃為スモノトス

2内陣木製羽目及天井張リ　柱檜押三寸角胴縁仝四ツ割図面ニ倣ヒ割付ケ板ハ檜ベニア板厚三分モノ天井廻縁幅木周囲見切縁枠ヘ小穴ニ嵌込ミ見違ヒナク組合セ取付ケ仕上ヲナスモノトス

3内陣床縁甲張リ　根太檜押三寸角二尺間ニ配置シ無節檜縁甲板張リ仕上ヲナスモノトス

4ピクチユアーレール　台檜製繰形面取リ拵ヘ取付クルモノトス

5木煉瓦　樗又ハ檜製防腐剤塗リ足付キトシ要所ニ埋込ムモノトス但シ奉安所周囲ノ分ハコンクリート

壁ヲ貫通セサル様注意スルモノトス

七、雑工事

1壁葛布貼リ　下貼リ生半紙反古一辺袋貼リ細川紙二回トシ葛布ハ日本橋はいばら製上等葛布裏銀鼠染程度ノモノ出入隅通リヨク矧合セ目立タサル様叮嚀ニ貼リ上クルモノトス

2床リノリウム敷　東洋リノリウム会社製厚三粍色合ブラウン程度トシ仮敷込ミノ上充分伸張セシメタル后矧目引通シ良ク密着セシメ叮嚀ニ貼リ立テ掃除ノ上油引キ仕上ヲナスモノトス

3内陣帷幕　左記ニ拠リ体裁ヨク引分ケ具合ヨク釣込ムモノトス

水引幕　脇幕　　鳳凰柄絹緞子、朱子裏付

両引分ケ幕　　鳳凰柄絹緞子、縄フレンヂ付下袋散弾入レ

中央部ハ重ネ合セトナシ左右何レモ一幅モノ使用

レース幕　　レース和製上等品、絹玉付

中央部ハ重ネ合セトナシ左右何レモ一幅モノ使用

レール及持送リ金物　真鍮パイプ径一吋鍍金、引分ケ紐分銅付

4窓カーテン　外壁窓五個所ニハ真鍮パイプ径一吋ノレール付紐組ヲ用ヒ両引分ケニ不二絹（富士紡七〇番程度）玉付キカーテン（下袋重量付キ）ヲ取付クルモノトス

5敷物　赤色毛絨毯厚五粍程度幅ハ図面寸法ニ織出シ両縁釘止メナシ敷込ミヲナスモノトス

奉安所前踏段ニ使用ノモノハ前記同断上等品トシ各段毎ニ真鍮製色付ケ押へ金物（棒端篩リ付）ヲ取外シ自在ニ製作取付クルモノトス

八、避難設備工事

1縄梯子　長サ全長三十八尺ロープニワイヤーヲ添撚リセシ日本防災工業製品ヲ東側窓下内部ニアンカーボールト堅固ニ埋込ミタルモノニ取付ケ体裁ヨキ木製覆箱ヲ附スルモノトス

2外壁避難梯子　三階窓台ヨリ二階外壁出入口扉下端ニ至ル壁面ニハ鉄製猿梯子長十九尺、幅内法一尺二寸側板ハ平鋼幅四五粍×厚五粍中子一九粍丸鋼一尺間ニ割込ミ側板ノ一方ハ窓台上二尺高ニ延長シ手掛トナシ梯子全長ニ対シ四箇所ノ取付ケ足ニヨリ堅固ニ取付クルモノニシテ製作前工作図作製承認ヲ得ルモノトス

尚地上ヨリ右猿梯子ヘノ連絡用トシテ別ニ日本防災工業製脚立一〇尺モノ（梯子トシテ二〇尺用）一基整備スルモノトス

九、塗装工事

左記ニ拠リ木鉄部塗装ナスモノトス

奉安室扉	ラッカー焼付塗
木製扉幅木ピクチユアーレール	ペンキ三回塗
外壁部猿梯子	ペンキ三回塗
側窓内部	ペンキ二回塗

注意

上記工事ノ内特ニ奉安室廻リ工事ニ当ルモノハ敬虔ナル気分ヲ以テ清浄ヲ旨トシ施行セシムルモノトス

昭和十二年十月三十日

曽祢
中条　建築事務所

資材に優良品を求め、現場が「清浄」であること、工事担当者は「敬虔ナル気分」で施行することなど、通常は見られない注意が随所に見られる。

一一月四日に行われた入札の結果、竹中工務店が落札したことが、一一月九日付の曽祢中条建築事務所から慶應義塾宛の文書により確認できる。(17)

この建築費用の詳細な見積書も現存しているが、その総額だけ示せば、四四四八円となっており、同時に行われた裏門新築工事の二二三二円と合わせて六七二〇円のところ、一二〇円は出精値引きで合計六六〇〇円となっている。(18)

これとは別に、奉安所内の什器については、左の通りに発注がなされたことがわかる。(19)

1　御真影奉安所用銅板製御真影奉安箱製作
　　金五拾円也　　中川金庫株式会社見積金額
特殊鋼板製箱　片開　（寸法）高さ一〇四〇ミリ、間口六〇〇ミリ、奥行五五〇ミリ

2　御真影奉安所内御真影受並八足新設
　　金拾参円五拾銭也　　竹中工務店見積金額

額受　檜　（寸法）長さ二尺八寸八分　羽目板へ固定ス　一式　三円五〇銭
八足　檜　（寸法）高さ二尺五寸　巾一尺二寸　長さ三尺　一脚　一〇円

3　御真影奉安所御真影用御額縁御箱及外枠製作
金壱百拾八円也　　高島屋家具装飾部見積金額

この仕様に基づいて整備された奉安所の写真は一枚も伝わらない。竣工当時の『三田評論』をはじめ慶應義塾の関連印刷物、あるいは関連書類にも写真は全く見当たらない。唯一、設計を担当した曽祢中条建築事務所による右の仕様書と共に、設計図面（資料A）とパース（完成予想図）二種（資料B・C）が添付されている。次頁に掲載されているのがそれである。パースは一般的な屋外の奉安殿に類似したせり出した屋根を持つもの（B）と、慶應義塾の日吉校舎を思わせる古典主義の要素を持つシンプルでモダンなデザイン（C）とがあり、設計図面は後者となっているので、Cが選択されたと考えられる。内装について記した回想などは全く見当たらない。

三　奉戴後の運用と空襲

御真影奉戴には、危急の際に速やかに御真影を保護するための手立てを定めた奉護規程を準備することが義務づけられていた。慶應義塾のそれは従来知られていなかったが、左の通りであった。(20)

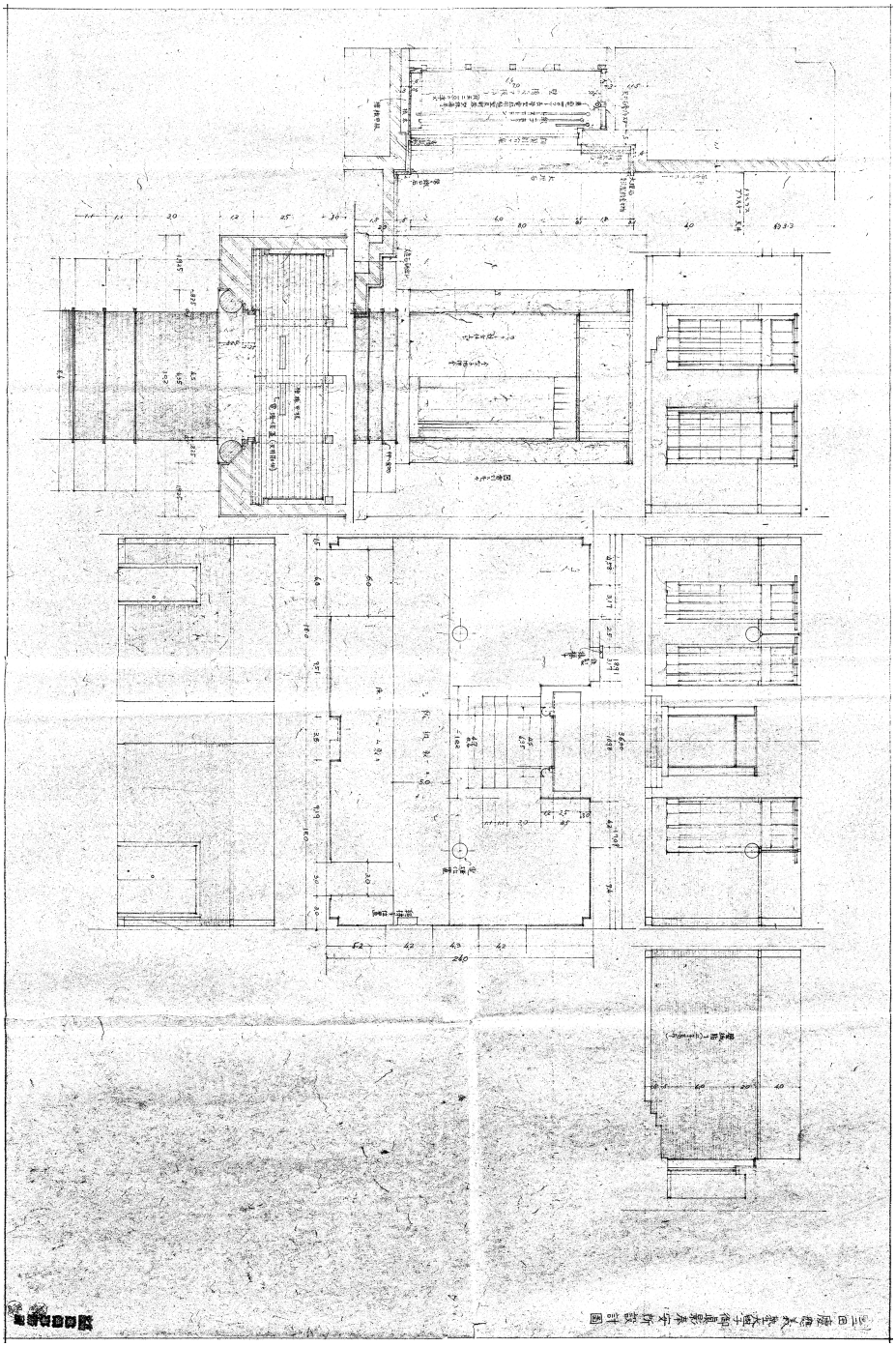

資料Ａ（青図を反転させたもの）

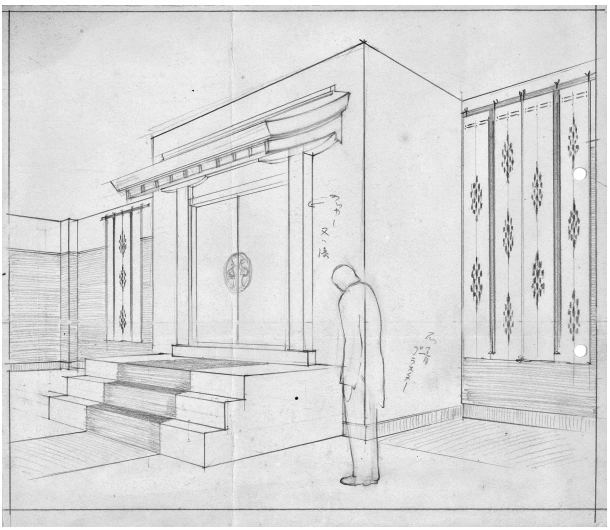

資料 B

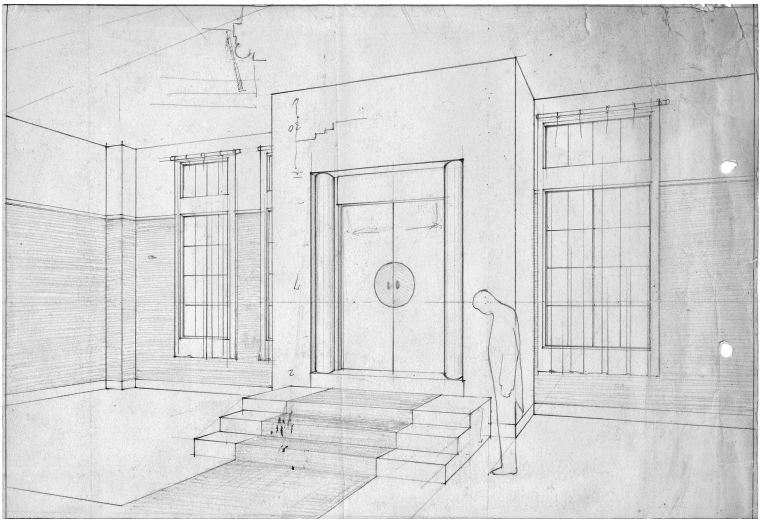

資料 C（採用案）

御真影並ニ教育勅語奉護規程

第一条　御真影並ニ教育勅語ノ奉護ニ関シテハ細心ノ注意ヲ払ヒ苟クモ火災水害盗難其他不敬ニ亘ルコトナキヲ期スヘシ

第二条　塾長ハ時々御真影並ニ勅語ニ御異状ノ有無ヲ検シ其ノ都度状況ヲ記録シ置クヘシ

第三条　御真影並ニ勅語ノ取扱ニ際シテハ清浄ナル手袋ヲ用ヒ直接手ヲ触ルヘカラス

第四条　奉掲ニ際シ硝子額椽等ノ清拭ニハ清浄ナル白紙ヲ用フヘシ

第五条　奉安庫扉ノ鍵二個ノ内一個ハ塾長他ノ一個ハ庶務主任又ハ宿直員之ヲ保管スヘシ

第六条　御真影奉蔵ノ桐函ノ鍵ハ塾長必ス之ヲ保管スヘシ

第七条　奉安庫ノ扉ニハ塾長封印ヲ捺シ置クヘシ

第八条　奉護ニ当ルヘキ教職員ハ奉安所及奉安庫ノ開扉並ニ非常時奉遷ノ方法ヲ会得シ置クヘシ

第九条　御真影ヲ式場ニ奉掲セシ場合ニハ挙式中ハ勿論其ノ前後ニ於テモ塾長又ハ代理者ハ寸時モ御側ヲ離レス奉護ノ任ニ当ルヘシ

第十条　近火出火其他非常時ニ際シテハ発見者ハ直ニ御真影並ニ勅語ノ奉護ニ努ムヘシ

第十一条　奉安所危険ニ瀕シタルトキハ風向其ノ他ノ状況ヲ考察シテ機宜ノ処置ヲナシ御真影並ニ勅語ヲ即時左ノ場所ニ奉遷スヘシ

第一奉遷所　慶應義塾図書館

第二奉遷所　慶應義塾幼稚舎

第三奉遷所　慶應義塾医学部

第十二条　非常時ニ御真影ヲ奉遷シタル場合ニハ奉遷ノ場所並ニ御異状ノ有無復帰ノ御状況等ヲ即刻（口頭又ハ電話電報ヲ以テ）文部大臣並ニ知事ニ報告スヘシ

第十三条　平時ニ於テモ御真影奉護ニ関シ万一異変ヲ生シタル場合ニハ即刻（口頭又ハ電話電報ヲ以テ）文部大臣並ニ知事ニ報告スヘシ

第十四条　当直日誌御真影奉護欄ニハ当直員ハ必ス奉安所巡視ノ時刻御異状ノ有無及ヒ鍵ノ引継等ニ関シ記入シ置クヘシ

第十五条　本規程ニヨルノ外非常ノ場合ニハ警備並ニ防火ニ関スル心得ニ従ヒ臨機ノ処置ヲ講シ奉護上遺漏ナキヲ期スヘシ

奉護規程において、塾長の責任をもって管理されるべきことが明文化され、非常時には「奉遷」されることが決められている。現存する規程は、活版の一枚刷のもので、制定当初のものと思われる。

『慶應義塾百年史』には「奉安殿に於ける礼拝要領」が掲載されているが、典拠は不明で表記も変更が加えられている。左は奉護規程とともに奉戴式関係の書類に一緒に綴られている手書きの走り書き草稿であるが、奉戴の際の堵列の敬礼要領と奉安所での礼拝要項が、一、二として掲げられている。

一、堵列ノ際ニ於ケル敬礼ノ要領

前駆カ電車通入口ニ差懸リタル際「気を付け」「脱帽」ノ号令ヲ下ス

御車カ前記場所ニ達セントスル稍前「礼」ノ号令ニ依リ堵列者ハ上体ヲ約三十度前ニ傾ク、直レノ号令ニ

依リ体ヲ旧ニ復ス
次ニ「頭右」ノ号令ニ依リ脱帽ノ儘御車ニ対シ奉リ目迎目送ヲ行ヒ直レノ号令ニ依リ不動ノ姿勢ニ復ス
（昭和十二年六月文部省令第二七号）

二、奉安殿ニ於ケル礼拝要領
奉安殿入口ニ於テ隊勢（約二十名二列側面縦隊）ヲ整ヘ入口指導者ノ指示ニ依リ静粛ニ二列ノ儘入殿所定ノ（先頭ノ停止ノ場所ヲ標示シアリ）場所ニ到着順序ニ停止シ右向ヲナシ
御真影ニ対シ奉リ正面ス
次テ後尾ノ者カ正面シ　終リタル時先ノ前列ハ低声ヲ「最敬礼」ト令シ一斉ニ最敬礼ヲナス
直レノ令ニテ不動ノ姿勢ニ復シ右翼ヨリ逐次右向ヲナシ退路ニ向ヒ静粛シ退下ス

御真影・教育勅語の奉戴と前後して、文部省による四大節の式典実施や儀礼が強化されていくことについては、各大学史に記述されるところであるが、慶應義塾の場合、すでに幼稚舎、普通部、商工学校、商業学校で行われていた紀元節（二月一一日）・明治節（一一月三日）の式典は、昭和一一年一一月の明治節から大学・高等部でも実施されるようになり、勅語奉読も実施された。次いで一三年二月の御真影奉戴に伴い、式典後各部代表学生による奉安所参拝が加わるようになった。昭和一六年一一月の明治節以降は、国民儀礼による宮城遙拝、黙祷も加わっている。国歌斉唱はこれらに先立ち、昭和一〇年三月の卒業式から加わった。[21]

なお、同時期に大学学則や寄附行為等の「目的」の条項に教育勅語の重視や、「皇国民ノ道」などの文言が

追加されることが、やはり文部省の指導によって通例となっていたが、[22] 慶應義塾の場合、幼稚舎が「教育ニ関スル勅語ノ御旨趣ヲ奉体シ」という文言を学則第一条に追加するのが昭和一六年四月、商工学校・商業学校が「皇国民ノ道ニ則リテ」と追加するのが昭和一八年八月、普通部は同じく「皇国民ノ道ニ則リテ」と追加するのが昭和一九年一月である。しかし高等部と大学の学則、並びに寄附行為に相当する「慶應義塾規約」にこのような修正が加えられることは最後までなかった。[23]

以後、御真影と教育勅語謄本は、奉護規程に則り保管された。他大学では新たに「奉護日誌」を作成している例が多いようであるが、慶應の場合はそれが存在した形跡はない。ただし、大正期から存在する当直・宿直者による日誌「当宿直日誌」に「奉安殿巡視」の欄が新たに設けられ「御異状ナシ」などの記載が残されている。[24]

また、小泉信三の秘書だった川久保孝雄は白井厚による聞き取りで次のように語ったという。[25]

> 当時は、御真影という天皇・皇后の大きな写真を塾監局三階北側の部屋に教育勅語と一緒に安置してあって、空襲警報のサイレンが鳴ると僕はそれを袋に入れて背負って、今は演説館の下にガソリンスタンドがあるけどあそこに掘った防空壕に運んだんですよ。僕は小泉塾長の秘書だったから、御真影と教育勅語が空襲で焼けないように護るのが、大事な仕事でしたね。

川久保は右回想で待避した場所を、キャンパスの南側の崖下（聞き取り時ガソリンスタンドが所在、現在は慶應義塾三田インフォメーションプラザがある場所）としているが、後述するように三田キャンパスが空襲で

被災した際は「新館地下室」に移されている。これとは別に当時学生だった丸博への石田幸生（亜細亜大学専任講師）による聞き取りでは、次のような証言を得ている。[26]

戦争中に、私自身も兵隊に行かなかったものですから、慶應義塾で宿直の補助に呼ばれたことがありましたね。空襲がくると、天皇、皇后の御真影をリュックサックに入れて担いで、ちょうど塾監局の裏側から下にくだっていって、そこに防空壕みたいなものがありまして、……そこへ御真影が燃えるといけないものですから、そこへ安置しておくという仕事を一回くらいやったことがありますね。（中略）昭和二十年ではないでしょうかね、もう敗戦の間近でした。

この丸の回想も、旧ガソリンスタンドの位置を意味していると思われる。空襲が激しくなった時期に奉遷所がさらに改められたものであろう。

では、御真影が実際に焼失の危機に瀕した昭和二〇年の空襲下では、どのような対応が取られたのであろうか。慶應義塾の三田校舎が空襲により全国の大学で最大といわれる壊滅的被害を受けたのは昭和二〇年五月二四日～二六日にかけてのいわゆる山の手空襲においてであるが、特に三田の大学校舎に被害をもたらしたのは二五日夜から二六日にかけての空襲であった（前日は普通部が全焼）。この日、警防司令として校舎に詰めていた奥井復太郎（法学部教授、後の塾長）の名義による「三田本塾空襲戦災状況報告」と題する六月一〇日付の報告書が残されている。五〇〇〇字にわたる詳細な内容で、被害と当直者の対応を、塾長に報告するために経時的に記録されたものである。しかしその中に御真影に関する記述はただ一行しかみられない。記述は二四

日分と二五日分（二六日まで続く）の二日分であるが、ここに五月二五日分の冒頭から、御真影の登場箇所までの部分を引用すれば左の通りである。

二、五月二十五日　夜

五月二十五日　二二時一〇分　警戒警報発令

同　二二時二〇分　空襲警報発令

此ノ日敵単機又ハ少数機編隊ヲ以テ東南方海上ヨリ帝都ニ近接セルモノノ如ク屋上監視員（昆野、奥井、利倉）ハ二二時三〇分頃、品川湾方面ヨリ三田地区ヲ中心ニ進入セル敵機ヲ発見セリ。

本塾第一次被弾アリシ二二時五六分マデニ屋上ヨリ東方ニ望ミ得シ敵機ハ約十七機ニシテ其ノ内六、七機ハ本塾上空ヲ通過シソノ東西側ニ大型焼夷弾ヲ投下セリ（綱町塾長邸ニ被弾シタルハ第十機二二時四九分頃ト思ハル）カクテ危険益々迫リツ、アリシガ第十三機ト覚シキ一機頭上ニ迫ル瞬間大音響ト共ニ南側兵舎、稲荷山一帯、旧万来舎跡、西側兵舎ノ一帯ニ猛烈火焔墨煙ヲ噴キ上ゲ瞬時ニシテ折柄ノ南々西ノ強風ニ煽ラレ三田山上ヲ火煙ノ裡ニツ、メリ、視界全ク不明トナリ屋上監視又危険トナリ監視員地上ニ撤退セリ。コレ実ニ二二時五六分ニシテ全員直ニ集合配置ニツケリ。

御真影ハ山本敏夫、長尾雄既ニ奉ジテ新館地下室奉遷所ニアリ、浅子勝二郎之レニ連絡係トナル。(27)

これによれば、御真影に対する措置は空襲警報発令後、敵機からの最初の被弾までの間にはなされていたらしく、奉遷所であった新館地下室に移されたとある。新館とは現存する三田キャンパス第一校舎のことで、こ

の校舎は昭和一二年九月に竣工している。先に引用した奉護規程の「奉遷所」に新館の記載は無かったが、後に改訂されたということであろう。山本敏夫は大学職員（戦後文学部教授）で、長尾雄は小説家としても知られる商業学校英語教員である。[28]

ところで、御真影奉護の最高責任者で、奉安庫扉と桐函の鍵を保管している塾長の小泉信三が、この日御真影の状況を把握しようとした形跡は特に見られない。もちろん、小泉がこの日の空襲により負傷したためそのような役割を果たし得なかったのはいうまでもないが、彼がキャンパスからほど近い自宅にいながら（徒歩五分程度）、空襲警報発令の二二時二〇分以後も自宅に留まり、その後二二時四九分頃と記録される自宅被災に遭遇したことは注目に値する。この時の様子は後に小泉自身が記述しており、聞き取りなども行われているが、キャンパスに向かおうとしている様子はないし、そもそも当夜に在宅しているのである。[29]

小泉はそれ以前、空襲に当たっては義塾にいればそのまま残り、よそにいても校舎に駆けつけて先輩の寄付によってできた建物を火災から守るべきである、と述べたと言われ、これに対して当時の文学部長野村兼太郎が激怒したという有名な逸話がある。[30] この逸話を紹介しながら、空襲当夜の小泉の行動はそれとは反対のものであったと、皮肉を込めて小泉信三追悼講演会で紹介したのは高橋誠一郎（戦後加療中の小泉の代行として塾長代理に就任した経済学部教授）であった。高橋の語り口を引けば次の通りである。[31]

小泉君の激しい感情は、空襲警報が鳴ると、学校の先生方が、あたふた急いで帰って行くのを許せなかったのでしょう。教職員は、ことごとく協力して、学校の建物を防護すべきであると考えたのでしょう。しかし、あの五月二十五日の大空襲の際には、義塾ではなく、塾のごく近くの自宅で消火につとめておって

負傷されたのです。小泉さんは、「逃げさえすれば、よかったのだよ」と述懐しておられました。

逆説的ながら、この逸話もまた小泉が校舎のことは気にしても、御真影のことは留意していた形跡がなかった（高橋や野村にもその意識はなかった）ことを示していよう。

この小泉や義塾関係者の態度は当時私立大学の長やその周辺にいた者の中ではやや特異である。対比に早稲田大学の例を示してみよう。当時の早大総長中野登美雄は、キャンパス内の大隈会館に、出版部勤務の私的秘書池田美代二と泊まり込んでおり、三田が炎上したのと同じ夜に早稲田のキャンパスが炎上する中で、自ら御真影を奉護している。後にこの日を振り返った池田によれば、中野は「前々から御真影及び教育勅語その他の詔勅の謄本をリュックサックに入れて、総長室の隣室に置いてあった大金庫の中に奉安され、危急の場合には、法学部研究室に寝泊りしておられた中村弥三次教授のご協力を得て、そのリュックサックを捧持して安全な場所にお移しする態勢をとっておいででした」という。そして実際この日、焼夷弾が降り注ぐ中で中村が本部建物からリュックサックで御真影等を持ち出し、合流した中野と池田と三人で空襲被害が及んでいないとみられた学習院方面へと避難した様子を詳細に語っている。総長は火がくすぶる民家の材木を踏み越え「こら逃げるな」という罵声を浴びたりしながら進み、疲労困憊の中で目白警察署に到着、署長を呼び出し「早稲田大学総長が御真影を捧持して、ここまで来ましたが、疲労のために歩けなくなりましたので、署内で休息させていただきたい」と申し出て歓待され、夜を明かしている。[32] 早稲田の奉安殿は当夜の空襲で焼失した恩賜記念館にあったため、この周到な対応は功を奏した形になったが、やはり小泉の態度とはかなりの隔たりを感じさせる。

筆者はこれとは別に、全く性質の異なる調査の過程で、慶應義塾の奉安所に関する情報に接した。それは昭和五七年一月二一日付昆野和七（慶應義塾塾史資料室職員）によるメモである。このメモは、福沢諭吉が創刊した日刊新聞『時事新報』の主筆を福沢から受け継いだ石河幹明による自筆ノートの筆写に添付されているものであるが、そこにはそのノートの原本を空襲下で如何に保存したかについての記憶が記されている。

まずこのノートは、福沢が明治三一年の脳卒中発作で執務不能になって以降、『時事新報』の社説が誰によって執筆されたかを記録したノートである。『時事新報』の言説がどのように福沢の思想を継承していったかを記録する貴重資料であり、その一部は抜粋して翻刻されたこともある。[33] 石河幹明の遺族幹武は、昭和一九年一二月中旬、空襲が激しくなることを見越し、このノート一一冊（明治三二年～大正九年）を慶應義塾に持参し寄託した。昆野はその経緯を詳細に振り返り次のように書いている。[34]

昭和十九年十二月、私は防空対策についての任務に当っており、多量の資料の保管に忙殺されていた。その中旬のころ、私は石河幹武氏の来訪をうけた。幹武氏は、使い古るしの灰色の風呂敷に包んだものを抱えていた。

「亡父が何よりも大事にしていたものです。これだけは何とかして空襲から守りたい。宜しく頼む」

ということであった。私は中身をたしかめて眼をみはった。石河幹明先生の生前、昭和十五年のころ、麻布富士見町の御宅で、石河先生から見せられた「社説日表」の原本であった。私は特別の保管方法をとることにした。昭和二十年五月の空襲で三田山上は猛火に包まれたけれども、特別に保管したものは凡べて無事であった。

終戦になり石河幹武氏に預り品は無事であったことを報告すると、麻布の家は焼け〔て〕しまい、亡父の遺品で残ったのは、いまでは「社説日表」だけになった。いまは仮住いであるから、「社説日表」はしばらく塾で保管しておいて呉れという返事であった。

私が当時、日表の原本を見せた人は、富田正文、板倉卓造の両氏だけであった。板倉先生は、連絡するとその日の中に塾監局に来られて、旧奉安殿の倉庫に保管してあった「日表」を熱心に見ておられたのは、いまでも記憶は鮮明である。

たいしたものが残った。よく守って呉れて有り難う。時事新報のためにも改めて礼をいう。（後略、傍点筆者）

この後、慶應義塾ではノート全体の筆写を行った上で、昭和二四年八月に石河家に原本を返却したという。[35] ここに昆野が記している「特別の保管方法」が後段に登場する「旧奉安殿の倉庫に保管」とイコールであるかは、これだけでは読み取れない。素直に文の順序を時系列と取れば、板倉がこのノートを閲覧したのは戦後のように読め、少なくとも二〇年五月の空襲後のことと考えられるが、昆野がわざわざ「特別の保管方法」とのみ記してどのように保管したかを明記せず、後段で空襲後に板倉（石河の元で社説を執筆し、法学部教授、法学部長も務めた）の閲覧の際の様子を詳述して「旧奉安殿」に保管してあったとディテールを記しているのは如何にもアンバランスである。断定はできないが、このノートをはじめとする一部の貴重歴史資料は、奉安室の内部に、御真影と同等に近い扱いで保管されていたということを憚りながらも示唆しているのではないか。もしこのような行為が行われていたとしたら、延焼によって御真影に危険を及ぼすといった現実的危険が増す

可能性に加え、不敬罪などに問われる可能性もあったということは容易に想像できよう。しかしこの扱いは、奉戴の遅延以来の、御真影に対する慶應義塾の姿勢を示唆している可能性があろう。

おわりに

以上において、慶應義塾における御真影奉戴に関する断片的な資料の統合を試みた。もとより断片であり、総合的把握にはほど遠く、事象の背景には不明点が多いが、従来の『慶應義塾百年史』における限定的情報を補強することはできたであろう。御真影の扱いは、私立大学においては苦渋の歩みの一端であり、いずれも筆が重い事項である。『同志社百年史』[36]が記すように御真影の受入はそれぞれの建学の精神に鑑みて「防御であり同時に屈服でもあった」のであり、それは義塾においても同じことであったことは言うまでも無い。その中でも義塾の対応には、他よりも若干色濃い消極性を論じる余地は認められるであろう。

なお、戦後の御真影の処遇についても記録は乏しい。『慶應義塾百年史』は、御真影を「返納した」ことを明記しているが[37]、このことに関する一次資料も見出せない。教育勅語謄本返納については次の文書が現存する[38]。

第二一一号

受　領　書

一、教育ニ関スル勅語　　一　通

一、戊申詔書　　通

資料Ｄ（資料Ｃと同じアングル）

一、教育者ニ賜ハリタル勅語　　通
一、青少年学徒ニ賜ハリタル勅語　　通
右正に受領致しました
昭和二十三年八月二十八日
文部大臣官房秘書課長　印
慶應義塾大学総長殿

昭和二六年の塾監局改装工事図面を見ると、その時点までには奉安室は「外事部」に改められている。同部は、その後国際センターへと発展する部署であり、戦後間もない時期はＧＨＱとの折衝などに当たっていた。また本調査を開始した平成二九年四月、奉安所跡の現状を確認した際は、文部科学省の主導するスーパーグローバル事業を担当する「スーパーグローバル事業推進室」が置かれていた。戦後、御真影が表象するところとは最も対極の位置にあるＧＨＱに対峙する部屋となり、さらに平成の末に至っては文部科学省の肝いりで推進される国際化推進事業の拠点が置かれる部屋となっていたことは、この部屋の来歴として極めて皮肉なことといえる

であろう。国運ないしは国策に翻弄されてきた私学の悲哀を示す宿命を帯びた部屋というのは過言であろうか。現在、奉安所跡の部屋には、その面影を伝える痕跡は一切見出すことができない（資料D）。

戦時の大学の動向については、資料が乏しいことにより厳密な検討が困難であるとはいえ、断片的な文書資料や書簡、聞き取りなども統合してさらに多角的な研究が必要であると認識している。

注

（1）小野雅章『御真影と学校「奉護」の変容』東京大学出版会、二〇一四年、五頁。

（2）米田俊彦「私立専門学校への『御真影』下付と学則改正――キリスト教主義学校を中心に」（久保義三編『天皇制と教育』三一書房、一九九一年）。佐藤能丸「大学における『御真影』・『教育勅語』」（『歴史評論』四七八号、一九九〇年二月）。

（3）『慶應義塾百年史』中巻（後）、一九六四年、九二〇―九二二頁。奉安施設の呼称は「奉安殿」「奉安室」も混用されているが、本稿では「奉安所」と呼ぶ。

（4）「庶務日誌」（昭和一一年）、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号K01385-4）。「庶務日誌」は昭和一一～一三年、一五年、一六年の五冊のみ現存。本記載は『慶應義塾百年史』にすでに引かれている。

（5）慶應義塾150年史資料集編集委員会編『慶應義塾150年史資料集』二巻、二〇一六年、二五八―二五九頁（小沢）、一一八三―一一八四頁（山村）。

（6）「常任理事会（其他）参考資料　昭和十年三月以降昭和十四年五月ニ至ル」、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号K03002）所収。表紙には「重要」「秘」とある綴りで、議事録は現存が確認されない。当該文書は目次に「昭和十一年九月七日合議」とある。同じ綴りに奉戴式の式次第が綴られており、これは「昭和十三年一月廿四日合議」とあ

る。

（7）前掲佐藤「大学における『御真影』・『教育勅語』」、六二頁。『関西学院百年史』通史編Ⅰ（一九九七年）、五四五―五四六頁。

（8）前掲佐藤「大学における『御真影』・『教育勅語』」、六二―六三頁。

（9）前掲『関西学院百年史』、五四六頁。

（10）同右。なお関西学院の下付は、昭和一二年二月三日。なお一三年四月には東洋、日本医大、武蔵野音楽学校などが続く。『東洋大学百年史』通史編Ⅰ、一九九三年、一二〇七頁。

（11）『立命館百年史』通史一巻、一九九九年、四四六頁。

（12）「庶務日誌」（昭和一二年）、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号 K01385-5）。外務省への山村の出頭は本件とは無関係と思われるが、他の省庁訪問が関連事項か不明のためそのまま掲げる。

（13）慶應義塾機関誌の『三田評論』一九三六年九月号から一二月号には、渡米中の小泉の通信文や同行した秘書の山本敏夫のレポートが掲載されており、道中で頻繁に連絡を交わしていたことがわかる。『小泉信三全集』二五巻上（文藝春秋、一九七二年）、一八八―一九二頁には渡米中の書簡が数通収められているが、関連する記述は見られない。

（14）前掲「庶務日誌」（昭和一二年）。「庶務日誌」（昭和一三年）、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号 K01385-6）。

（15）「第15期慶應義塾理事会議事録」・「第15期慶應義塾評議員会議事録」（慶應義塾総務部蔵）。記載は同文である。

（16）「御真影奉安所並裏門新築工事入札ノ件」（昭和一二年一〇月二八日）添付文書、慶應義塾管財部文書（塾監局・昭和一三年 141-4-004）。

（17）「慶應義塾御真影奉安所並裏門新築工事契約ノ件」（昭和一二年一一月一五日付）、慶應義塾管財部文書（塾監局・昭和一三年 141-4-004）。

（18）同右。

(19) 「慶應義塾御真影奉安所諸工事契約ノ件」（昭和一三年二月二日）、慶應義塾管財部文書（塾監局・昭和一三年 141-4-004）の添付書類より作成。

(20) 「慶應義塾儀式関係書類綴」（昭和一三年一月～一四年一一月）、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号 K02220）。

(21) 前掲『慶應義塾百年史』中巻（後）、九二二―九二三頁。

(22) 例えば同志社の場合、一九四〇年一一月に寄附行為に教育勅語と皇国民云々の文言が追加されている。『同志社百年史』通史編二、一九七九年、一一六五頁。

(23) 前掲『慶應義塾150年史資料集』二巻に各学校の学則の変遷が掲載されている。該当箇所は二八九頁（幼稚舎）、二二九頁（普通部）、二五三頁（商工学校）、二七三頁（商業学校）。

(24) 「当宿直日誌」原本は慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号 K92027-70～143）。ただし昭和三年一一月～二〇年六月の分は失われており、空襲下の記録は昭和二〇年六月一五日以降の一冊のみ現存。記載例は展覧会パンフレット「慶應義塾と戦争Ⅲ　慶應義塾の昭和二十年」（二〇一五年）、四頁に写真掲載あり。

(25) 川久保孝雄「天皇の写真を背負って防空壕へ」（白井厚・浅羽久美子・翠川紀子編『証言太平洋戦争下の慶應義塾』、慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）、一二頁。

(26) 丸博（一九四七年経済学部卒業）に対する石田幸生の聞き取り。二〇一四年九月三〇日、丸氏自宅（東京都大田区）にて実施。慶應義塾福沢研究センターの「慶應義塾と戦争」アーカイブ・プロジェクトによる。

(27) 慶應義塾特設防護団本部総務班長奥井復太郎「三田本塾空襲戦災状況報告」（慶應義塾特設防護団長小泉信三宛、昭和二〇年六月一〇日付）、慶應義塾福沢研究センター蔵（資料番号 K01204）。

(28) 前掲『慶應義塾150年史資料集』二巻、八三四頁。

(29) 空襲被災について自身で記したものとしては「わが住居」（『思ふこと憶ひ出すこと』、新潮社、一九五六年）。慶應義塾職員昆野和七の聞き取り「小泉信三先生との対話」上・下（『新文明』一九六九年一月号、二月号）も詳しい。

(30) 高橋誠一郎「小泉信三君追想」(『三田学会雑誌』五九巻一一号、一九六六年一一月)、一六―一七頁。

(31) 前掲高橋「小泉信三君追想」、一七頁。この逸話は高橋誠一郎によってしばしば語られたらしく、慶應義塾の一部教員には代々伝わり、戦時の小泉信三を批判する代表的なエピソードとなっている。筆者は二〇〇八年に小泉信三展の開催に関わった際、直接、あるいはアンケートを通して、この逸話に言及しつつ展覧会開催自体を非難する評に複数回接した。ただし、小泉信三の次女妙の聞き取りによればこの会話は野村が教員全員の交替による宿直に難色を示したことに伴うものであったという。『父小泉信三を語る』(慶應義塾大学出版会、二〇〇八年)、一三七頁。

(32) 池田美代二「終戦前後の中野登美雄総長」『早稲田大学史記要』第一五巻、一九八二年九月、一三七―一三九頁。

(33) 昆野和七『石河幹明論説目録について』(慶應義塾福沢研究センター、一九九二年)。

(34) 昆野和七による資料経歴メモ。慶應義塾福沢研究センター蔵の石河ノートの筆写(資料番号 K0500475)に添付されている。

(35) 前掲昆野メモ、六頁。なおこの原本のノート一一冊は、残念ながら現在では石河家に伝わっていない(石河明子氏の御教示による)。

(36) 前掲『同志社百年史』通史編二、一二一七頁。

(37) 前掲『慶應義塾百年史』中巻(後)、九二五頁。

(38) 「在来資料整理綴」、慶應義塾福沢研究センター蔵(資料番号 K02148-20)。本文はタイプ印刷書式に一部ペン書き。